

議第 号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

横浜市会議員

仮市会運営委員名

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12人」を「11人」に改め、同条第6号を削り、同条第5号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 経済・港湾委員会 11人

経済局及び港湾局の所管に属する事項

第2条第7号及び第8号中「11人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の委員の定数を変更する等のため、横浜市会委員会条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 政策・総務・財政委員会 $\frac{11}{12}$ 人

政策局、総務局、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

（第2号省略）

(3) 経済・港湾委員会 $\frac{11}{12}$ 人

経済局及び港湾局の所管に属する事項

(4) こども青少年・教育委員会 $\frac{11}{12}$ 人

こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項

(5) 健康福祉・病院経営委員会 $\frac{11}{12}$ 人

健康福祉局及び病院経営局の所管に属する事項

(6) 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会 $\frac{11}{12}$ 人

温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局及び農業委員会の所管に属する事項

(6) 経済・港湾委員会 $\frac{11}{12}$ 人

経済局及び港湾局の所管に属する事項

(7) 建築・都市整備・道路委員会 $\frac{10}{11}$ 人

建築局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項

(8) 水道・交通委員会 $\frac{10}{11}$ 人

水道局及び交通局の所管に属する事項